

新型コロナウイルス感染症対策に係る子どもの居場所支援助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、新型コロナウイルスの今後の感染拡大に備えるため、行政の支援が届きにくい子どもの居場所を運営する民間団体に対し感染防止対策に要する経費に対し、予算の範囲内で長野県将来世代応援県民会議（以下「県民会議」という。）がその経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号の用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「フリースクール」とは、学習支援や相談支援等を通じて、子どもの社会的自立を目指し支援することを主な目的として地域の住民や団体等が主体となって開設する子どもの居場所であって、次の条件をすべて満たすものをいう。

ア 不登校児童生徒に対する相談・指導を主たる目的としているもの

イ 開設後 1 年を経過しているもの

(2)「信州こどもカフェ」とは、学習支援や食事提供等を通じて、子どもの健やかな成長を支援することを主な目的として地域の住民や団体等が主体となって開設する子どもの居場所であって、次の条件をすべて満たすものをいう。

ア 県内で開設され、営利を目的としないもの

イ 計画的に開催され、月 1 回以上開催されるもの

ウ 次のいずれかに該当する複数の取組を行うものであること。

(ア) 学習支援及び食事提供

(イ) 学習支援とその他の取組（悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等の取組のうち一つ以上）

(ウ) 食事提供とその他の取組（悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等の取組のうち一つ以上）

(助成対象活動)

第 3 助成金の対象となる活動は、県内で民間団体（法人格を有しない任意団体を含む。）が実施する次に掲げる子どもの居場所を運営する事業とする。

(1) フリースクール

(2) 前号以外の学習支援、食事提供及び悩み相談等を実施する子どもの居場所

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、助成対象としない。

(1) 信州こどもカフェに該当する事業

(2) 国、地方公共団体等から他の公的助成を受けている事業及び公的制度を利用した福祉サービス事業

(3) 宗教上の教義を広め、儀礼行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業

(4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業

(5) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(6) 専ら趣味や娯楽を目的とする事業

(7) 公序良俗に反する事業

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）の行う事業

(9) 構成員（役員等を含む。）のうち暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるものの行う事業

（助成対象経費）

第 4 助成金の対象となる経費は、この要綱を適用する日から令和 3 年 3 月 15 日までの間に実施された事業のうち、新型コロナウイルスの感染拡大防止に資する次の経費とする。

- (1) 需用費
- (2) 役務費
- (3) 使用料及び賃借料

（助成金の助成額）

第 5 助成額は、第 3 第 1 項第 1 号の事業については 1 団体あたり 5 万円を上限とし、同項第 2 号の事業については 1 団体あたり 2 万円を上限とし、予算の範囲内で助成する。ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（助成の条件）

第 6 助成対象活動を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに県民会議会長の承認を受けること。

（助成金の申請）

第 7 助成金の申請をしようとする者は、新型コロナウイルス感染症対策に係る子どもの居場所支援助成金申請書（様式第 1 号）を別に定める期日までに県民会議会長に提出しなければならない。

（助成金の概算払）

第 8 県民会議会長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成金を概算払により交付することができる。

（実績報告及び助成金助成請求）

第 9 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、別に定める期日までに助成対象経費の支出証拠書の写を添付して、新型コロナウイルス感染症対策に係る子どもの居場所支援助成金実績報告書兼精算書（様式第 2 号）により県民会議会長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 13 日から施行する。

(様式第1号)

新型コロナウイルス感染症対策に係る子どもの居場所支援助成金 申請書

令和 年 月 日

長野県将来世代応援県民会議会長 様

申請者
住所
団体名
代表者名

印

標記事業について、下記のとおり申請します。

1 活動している子どもの居場所の内容

対象事業	() フリースクール () その他子どもの居場所 ※該当する事業の () 内に○をしてください。
名称	
開設日	
活動内容	
平均利用人数	小学生未満 人、小学生 人、中学生 人、高校生以上 人

2 助成金申請額 _____ 円

※千円未満切り捨てとする。

3 申請額の算出内訳

別紙のとおり

4 添付書類

直近1年以内の活動状況が分かる書類

(昨年度の活動実績報告書、チラシ・リーフレット、ホームページ等)

5 助成金支払先

金融機関名		支店名		預金種別	
口座番号		(フリガナ) 口座名義人			

(様式第1号 別紙)

申請額の算出内訳

団体名称： _____

(単位：円)

項目	金額	内訳(算出根拠等)
需用費		
役務費		
使用料及び 賃借料		
合計		

(様式第2号)

新型コロナウイルス感染症対策に係る子どもの居場所支援助成金
実績報告書兼精算書

令和 年 月 日

長野県将来世代応援県民会議会長 様

申請者
住 所
団体名
代表者名

印

令和 年 月 日付け長将県指令第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり実施しましたので関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 助成交付決定額 _____ 円

2 対象経費決算額 _____ 円 内訳は別紙のとおり

千円未満切り捨てとし、「助成交付決定額」を上限とする。

3 精算金額 _____ 円

精算金額は「助成交付決定額」から「対象経費の決算額」を差し引いたものとする。

4 添付書類

領収書等、事業の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し

(領収書は、日付、宛名、領収者、品目名の記載があるもの)

(様式第2号 別紙)

助成事業に係る実績調書

団体名称： _____

(単位：円)

項目	金額	内訳(算出根拠等)
需用費		
役務費		
使用料及び 賃借料		
合計		